

広島市告示（東区）第60号

令和 7年 6月 30日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年6月30日から同年7月14日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
主要 地方道	広島中島線	東区福田六丁目2107番地6 地先から 東区福田六丁目2392番地3 地先まで	令和7年6月30日